参考資料

地震等が発生した年度における地域別最低賃金の改正

１　平成 23 年度・・・東日本大震災（平成 23 年３月 11 日）

改正額　青森＋２円（645 円 → 647 円）、岩手＋１円（644 円 → 645 円）
　　宮城＋１円（674 円 → 675 円）、福島＋１円（657 円 → 658 円）
　　熊本＋４円（643 円 → 647 円）
　　全国＋７円（730 円 → 737 円）

目安額　Ａランク＋４円、Ｂ～Ｄランク＋１円
（宮城：Ｃランク、青森、岩手、福島、熊本：Ｄランク）

答申において「東日本大震災により、経済・企業・雇用動向等に甚大な影響が生じた地域においては、上記１の目安を踏まえつつも、各県ごとの被害状況等に十分に配慮し、また、今後の復旧・復興状況も見据えつつ、地域の実情を踏まえて適切な審議が行われることを切に希望することとする。」と記載されている。

２　平成 28 年度・・・平成 28 年熊本地震（平成 28 年４月 14 日・16 日）

改定額　熊本＋21 円（694 円 → 715 円）
　　全国＋25 円（798 円 → 823 円）

目安額　Ａランク＋25 円、Ｂランク＋24 円、Ｃランク＋22 円、Ｄランク＋21 円

３　令和２年度・・・新型コロナウイルス感染症（令和２年～）　＋　令和２年７月熊本豪雨

改定額　熊本＋３円（790 円 → 793 円）
　　全国＋１円（901 円 → 902 円）

目安額　全てのランクで示されず

答申において「令和２年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」などと記載されている。

４　令和６年度：能登半島地震（令和６年１月１日）

改定額　石川＋51 円（933 円 → 984 円）
　　熊本＋54 円（898 円 → 952 円）
　　全国＋51 円（1,004 円 → 1,055 円）

目安額　Ａランク＋50 円、Ｂランク＋50 円、Ｃランク＋50 円
（石川：Ｂランク、熊本：Ｃランク）

以上